

# エドワード 1 世治世の封建軍

—1298 年フォルカークの戦いより—

木 下 ちひろ

はじめに

1290 年に、スコットランド王アレグザンダー 3 世の孫、「ノルウェーの乙女」マーガレットは、生まれ故郷から祖父の国、スコットランドへ向かう途中、わずか 7 歳で死亡した。このことは、以降のイングランドとスコットランドの関係を大きく左右する出来事であった。後継者を失ったスコットランドは、王位継承問題をイングランド王に委ねなければならなくなったからである。セント・アンドルーズ司教であるフレイザー Fraiser はイングランド国王エドワード 1 世に仲介を求め、1291 年 6 月 11 日には、スコットランド人諸侯らはエドワードの宗主権を認めることになった。1292 年 11 月 30 日にはジョン・ベイリアルがスコットランド国王となりスケーンで戴冠し、王位継承問題は決着したのであった。しかし上級領主としての権限を主張するエドワードに対し、スコットランド諸侯の不満は募り、話し合いがもたれて、1295 年にはフランスとスコットランドによる対イングランド同盟 Franco-Scottish Treaty が締結された。

翌年 3 月 1 日には、エドワードはニューカッスルにおいて、対スコットランドのための軍隊を召集している。1297 年 5 月、ウィリアム・ウォレスが、北部で反乱を起こしていたアンドリュウ・マリと合流し、同年 9 月 11 日にスターリング・ブリッジでイングランド軍と激戦を繰り広げた。その時、フランドル遠征に赴いていたエドワード 1 世は、スターリング・ブリッジでの敗戦を知ると急ぎ帰国し、1298 年 3 月 14 日にはウエストミンスタのパーラメントで再戦が審議されることとなった。4 月 8 日には次なるスコットランドへの遠征のため、諸侯に封建軍召集令状が出されている<sup>(1)</sup>。

こうして、1298 年 7 月 22 日にフォルカークの戦いが起こる。前回の敗戦からわずか半年で、倍以上の規模の軍を召集したエドワードはこの戦いに勝利し、ウォレスはフランスへと逃亡したのである。その後、1327 年の和平まで、イングランドは幾度となくスコットランドと戦争を繰り返す。同時に、エドワード 1 世がフランス、ウェールズへも遠征を行っているのは周知の事実であろう。

この繰り返される対外戦争においてイングランド軍に導入された給与制を巡って、13 世紀後半のイングランド封建制の問題が議論の対象となっている。ウェールズ遠征においてエドワードは、それ以前からの慣行であった傭兵にだけでなく、封建軍を担う騎士層にまで給与を支払うことを決定した。本来の封建軍とは、封建義務の履行に過ぎないので、それだけでは確固たる勢力を確保することは困難であった。むしろ脆いものであり、その不十分さをエドワードは理解して

いたゆえに、文書でもって給与支払いの契約を導入したのである<sup>(2)</sup>。

このことから K. B. マクファーレン Mcfarlane は 1945 年に発表した『バスタード・フューダリズム』において、封建制の定義を「土地保有・封土と騎士役に基づく社会組織」とした。バスタード・フューダリズムという「土地ではなく金銭を媒介とし、忠誠心を伴わない契約関係による人的結合が発展した社会」であるがゆえに、その傾向が見られるようになったエドワード 1 世治世をバスタード・フューダリズムの起源とした<sup>(3)</sup>。マクファーレンはこの契約の際に交わされた文書が、バスタード・フューダリズムを形成する要素のひとつであるインデンチュア・システムの起源であるとした。また、その後発表された論文集（1973 年）においても彼は、14・15 世紀のバスタード・フューダリズムのような金銭契約による封建制は、すでに 13 世紀後半のエドワード 1 世時代から始まっているとし、軍隊におけるその重要性を強調した<sup>(4)</sup>。

インデンチュア・システムの起源については、すでに M. ヒックス Hicks（1993 年）が提示するように、エドワードによる給与制はインデンチュア・システムの初期のものではあるが、それに先行するものは 1107 年からあるとされている。そして、契約に従った軍事的ハウスホルドのシステムもウィリアム 1 世治世まで戻ることができる可能性があることが実証されている<sup>(5)</sup>。それゆえに、すでにバスタード・フューダリズムの起源を 13 世紀後半の給与制に求めることはないが、封建制社会がこの当時に変革期を迎えていたのは確かである。

では、この時期の封建制の実態はいかなるものだったのであろうか。わが国では、領主と保有者との関係は金銭的なものにかわっていき、知行は軍事力の物質的支えというよりは、ますます金銭的収入源とみなされるようになっていくとし、エドワード 1 世期にはすでに封建制は消滅の過程に入っていたとするのが定説となって久しい<sup>(6)</sup>。この社会の状態を、城戸毅氏は本来の軍事的封建制とは異なり、「財政的封建制 fiscal feudalism」と名づけている。

だが、近年バスタード・フューダリズムを「後期封建制」と称したポラード Pollad（2005 年）は、封建制度とバスタード・フューダリズムは、それ以前の数世紀にわたって両立していたと述べた。その論において彼は、14・15 世紀に存在していたともみなされている封建制の残滓と、バスタード・フューダリズムとの関連をリッチモンドシアの事例を挙げて実証研究を行っている<sup>(7)</sup>。14・15 世紀においてもまだ残っていた封建的関係が、果たして 13 世紀のイングランドで消滅してしまっていたのであろうか。また、13 世紀の封建制は形式的なものに変わり、軍事奉仕は給与を得るための手段に完全に变化してしまったのであろうかという疑問が投げかけられる。この課題に関して、わが国では前述の城戸氏の説が主流であると言えよう。しかし、軍事奉仕義務を持つ騎士たちが、実際に給与を得るために軍事奉仕をするのみであったのか、また、そこにはまだ純粋な主従関係が残っていたのかについては、改めて実証する必要がある。本稿ではこの問題を踏まえて、13 世紀後半のイングランドにおける封建軍に奉仕した騎士を「紋章鑑 Rolls of Arms」を使用して調べ、分析をすることで、この問題に取り組む。

## 一 史料としての紋章鑑の価値とフォルカーク・ロール

まず、本稿における「紋章」の意味する内容について述べる。従来、「紋章学」という学問分野で語られてきた紋章は、製作年代を特定する史料として、また、その標章性ゆえに心性研究において価値を見出されてきた<sup>(9)</sup>。紋章は戦時における個人の識別という目的のもとに発展し、世襲制をとることで封建制の象徴ともされる<sup>(9)</sup>。近年でも P. コス Coss が、「エドワード時代の騎士が紋章を所有することは、彼らの血統を表現すること」と述べたのに代表されるように、歴史学者の中においても、いまだに紋章は当時の視覚メディアとしての役割を担っていたとの見方が主流を占める<sup>(10)</sup>。紋章鑑が作成されたのは主に 14、15 世紀においてであり、特定の階層にのみみられる現象であることから、歴史の史料として使用する際は、歴史的事実との関連性が問われるべきである。紋章そのものの研究史はあるが、それを歴史学と結び付けてきたものはほとんど存在しないのが現状である。本稿は紋章を歴史学の実証研究の史料となりうるものとして用いることの可能性を、提起するものである。

13 世紀の封建制の実態解明という課題に対して、上記とは異なる研究手法を提示したのが、N. デナム・ヤング Denholm-Young (1965 年) である<sup>(11)</sup>。彼は従来歴史的に価値を見出されなかった「紋章鑑」を使用し、この時期の騎士の実態を調査することを試みた。この研究法を踏襲し、彼が扱いきれなかった部分を補うことで、13 世紀後半のイングランドにおける封建の主従関係の一つの側面が見えてくるであろう。彼が完成させることなく中断されていたこの手法は、封建制研究の発展、及び紋章の史料価値を示すことに多大に貢献できうるものと思われる。では、デナム・ヤングはどのように紋章と歴史学を融合させたのであろうか。そのことについて、まず触れる必要がある。

デナム・ヤングの最大の関心は、紋章が作られた時代の社会的、政治的背景と、紋章鑑を統合させて歴史的事実を再現するという点にある。紋章鑑とは、王家や直属封臣が抱える紋章官により、個人的に作成された紋章のリストであり、従来は戦いやトーナメントの際に作成されたことや、その装飾性から貴族趣味的なものとしてとらえられてきた。エドワード 1 世からエドワード 2 世の時期にかけて、紋章の使用はすべての騎士に認められていたわけではない。紋章鑑には、当時の騎士以上の階級の中でも、もっとも社会的に影響を持つような諸侯の名が列挙されている。一般的に紋章鑑の種類には大きく分類して二つ存在する。ジェネラル・ロール General Rolls と呼ばれる一国の君主をリストの最上段に置き、家臣をその後につけるものと、オケーショナル・ロール Occasional Rolls と呼ばれる、戦時やトーナメントの際に作成されたものがある<sup>(12)</sup>。前者は紋章の形を図柄も加えて詳細に描いており、一種の贅沢品として作成されたもので、軍事以外の目的に重点を置いて作成されたと思われる。これに対して後者は、紋章用語のみで構成されており、列挙される騎士の順番も定まっていない<sup>(13)</sup>。順不同であるということは、オケーショナル・ロールに紋章を記すという行為が、別の目的を持っていた可能性を示唆する。

その目的とは何か。紋章鑑に登録された騎士は、13 世紀後半になって初めて軍事史の中に姿

を現し始めたバナレット Banneret である。紋章鑑編纂の流行と、バナレットの出現の関連性は無視することはできない。紋章鑑を編纂する紋章官のパトロンである伯らが、自らを上級騎士とし、他のバachelor Bachelor との差別を図ったのである。ここに、オケージョナル・ロールの最大の目的があった。封建軍がこの時期に危機を迎えていたことは、広く知られている。バナレットらにとっては、給与制の導入や傭兵の増加によって素性の知れない者たちと戦場に立つことは、歓迎できる状況ではない。彼らが紋章を掲げる理由は自分がどこに所領を持つのか、誰の騎士であるのかを明確に提示することであろう。

時代をエドワード1世治世に特定して考察する。エドワード1世時代の騎士の全体数はモリスの研究によれば、ヘンリ3世時代よりは多いとされる<sup>(14)</sup>。大規模な戦いの際には騎士の総数は500人ほどに増加したとされるが、そのうち200人は国王のハウスホールド・ナイト household knight であり、彼らは後のバスタード・フューダリズム社会に見られるような契約を伴った従者であった<sup>(15)</sup>。これはバナレットの定義からは外される階級で、原則的に紋章鑑にも登録されない<sup>(16)</sup>。

つまり紋章鑑に登録される人物は、以下の要素をすべて兼ね備えた人物であろう。第一に領主階級であること、第二に契約を伴った軍事奉仕をしないことである。デナム・ヤングの提示した結論によれば、紋章学的に提示されうる証拠とは、「伝説上の人物や高貴な人物を選び抜くという以上に、一定の範囲の騎士階級の中で、影響力を持つ騎士とそうでない騎士を区別することができる<sup>(17)</sup>」というものである。さらに彼は、使用する紋章鑑をオケージョナル・ロールに特定することで、家系の名譽の誇示や、王への賛美、家宝にもなる美術品である紋章鑑を史料の中から排除したのである。このように時代背景と密接にかかわる中で作成された紋章鑑の歴史的価値を見直すことは、本稿の第二の目的である。

では、本稿で研究対象にすべき紋章鑑は何が妥当であろうか。エドワード1世時代に作成された紋章鑑はおよそ18種あり<sup>(18)</sup>。その中から本稿では、前述のオケージョナル・ロールであることを前提とし、かつ紋章鑑としての特色を豊かに持つものとして、1298年7月に対スコットランド政策の一環として行われたフォルカークの戦いの際に作られた、フォルカーク・ロール Falkirk Roll を取り上げる<sup>(19)</sup>。

エドワード1世の重要な対外戦争のうち、紋章鑑が作成されたのは3例である<sup>(20)</sup>。中でも最も大規模だったのが、前述のフォルカークの戦いである。この戦いにはイングランド国内の上級騎士の三分の二が召集され、かつ残る二つの紋章鑑と人物の重複が多いことからフォルカーク・ロールを史料として用いることは妥当といえよう。また、モリスもこの戦いにおける騎士の実態について言及しているが、彼の使用した持ち馬目録 Horse-Inventories からでは見ることのできない重装騎兵の数は全体の四分の一ほどにも及ぶ<sup>(21)</sup>。

次に重要な要素として、フォルカーク・ロールの作成者の問題が挙げられる。この紋章鑑は、イングランド史上初めて、国王や伯でない人物ヘンリ・ド・パーシー Henry de Percy が自身のハウスホールドとして雇っていた紋章官に作成を命じたものである。パーシーはすでにこの時期において、ノーサンプトンシア、ランカシア、ヨークシアに多大な影響力を持ち、サリ伯ジョン John de Warenne を母方の祖父に持つ有力者であったから、彼が国王らと同様に紋章係の家政員

household を雇っていることは驚くべきことではない。フォルカーク・ロールの特異な点は、国王が軍隊を召集した遠征において、私人が紋章鑑を編纂したことである<sup>(22)</sup>。

フォルカークの戦いにおける軍の規模、構成を前年のスターリング・ブリッジの戦いと比較すると、いか規模の大きな戦いであったのかが分かる。まず、フォルカークの戦いにおける戦力は総合して、騎兵 2250 人、歩兵 12900 人であった。総司令官エドワード 1 世の下、騎兵は前衛、第二部隊、第三部隊、第四部隊に別れていた。前衛を指揮したのはリンカン伯ヘンリー・ド・レイシー Henry de Lacy と他二人の伯、18 人のバナレット。第二部隊はダラム司教アンソニー・ベック Anthony Bek と二人の伯、24 人のバナレット。第三部隊は国王自身と他一人の伯、43 人のバナレット。第四部隊はサリ・ヴァレンヌ伯ジョンと他三人の伯、15 人のバナレットであった。歩兵としてウェールズ人が多く召集され、彼らが得意とした長弓を扱う兵は 5500 人にもものぼる。これに対して、スコットランド軍兵力はわずかに騎兵が 500 人、歩兵が 9500 人とされる<sup>(23)</sup>。部隊を指揮する人物で記録があるのはわずかに、高位のスチュワードであった James、長弓兵を指揮した John Stewart のみである。スターリングブリッジの戦いにおけるイングランド軍は総合して 350 人の騎兵と、6350 人の歩兵で構成されていた。総司令官はサリ・ヴァレンヌ伯ジョンであり、前線をスコットランドのトレジャラである Hugh Cressingham が指揮し、騎兵全体を Marmaduke de Thweng が率いた。主戦と後衛は William Latimer と Walter de Huntercombe により指揮された。スコットランド軍は 180 人の騎兵と 6400 人の歩兵でこれに迎戦し、勝利を収めたのである。フォルカークの戦いにおける伯の人員・数とスターリングブリッジの戦いのそれとを比較すると、名前が現れる人物はほぼ同じである<sup>(24)</sup>。しかし、伯の動員数に大きな変化が見られる。伯として奉仕したのはジョン・ド・ウォレンヌだけであったが、半年後には 10 名が伯として分隊を率いるまでになっている<sup>(25)</sup>。

このような軍事行動の最中に、フォルカークへの行軍中、ヘンリー・ド・パーシーの紋章官 Walter le Rey Marchis により作成されたのがフォルカークロールである<sup>(26)</sup>。ロールに記載されている騎士は 111 人<sup>(27)</sup>であり、その中には国王エドワード 1 世、11 人の伯、ダラム司教アンソニー・ベックを含む。記録された紋章は絵柄を含まず、用語のみで表されている。現在残っているものは写本のふたつのバージョン<sup>(28)</sup>であり、破損はしているものの、両方とも 111 人全員の名前を残すことから、欠陥や削除が見られないものとして使用することができよう。

## 二 土地の授受とオマージュによる奉仕

前述した方法で紋章鑑を調査した結果、軍隊の中核にある人物を特定することができた。この人物たちが、いかなる理由によって土地を保有していたかを調べることにより、フォルカークの戦いの時期における軍隊の構成がどのようなものであったのかを知ることができよう。つまり、彼らが給与を得ることにより従軍していたのか、土地の授受を媒介として召集に応じていたかを調べることで、この時期の封建軍の実態が見えてくるであろう。

フォルカーク・ロールに登場する騎士の中に見られた所領保有の形態は、大きく分類すれば、

オマージュによるもの、奉仕関係によるもの、金銭的な契約によるものの3つに分類できる。まずはオマージュに見られる人的関係を考察する。金銭契約を伴う主君と家臣の関係である財政的封建制と、土地の授与を媒介にした軍事的封建制で大きく異なることは何か。バスタード・フェューダリズムに傾いていく社会では、家臣が望むものは主君から得られる給与と官職などの中央でのステータスである。対して主君は家臣団を形成することによって地方へ拡大する影響力を自らに取り込むことを目的としている。このような社会でインデンチュア・システムはオマージュとは全く異なり、忠誠心は不必要なものとされる。しかしそのような風潮以前に、古くはブロックが語るように、封建制社会においては軍事奉仕と土地の授与の関係を結ぶには、オマージュの儀式が必要であった<sup>(29)</sup>。

以下の表は、オマージュを結んでいる例が見られた人物の記録を表したものである。

表 1

名 前	相 手	年	参 照
Thomas of Lancaster	エドワード 1 世	1298	<i>The Baronage of England</i> , vol. 1, pp. 778-779
Thomas of Lancaster	Henry de Lacy	1317	<i>The Baronage of England</i> , vol. 1, pp. 778-779
Roger de Bygod	エドワード 1 世	1270	<i>G. E. C.</i> , p. 593
Edmund D'eyncourt	エドワード 1 世	未成年期	<i>Knights of Edward I</i> , vol. I., pp. 281-282
Thomas de Multon	エドワード 1 世	1296	<i>Knights of Edward I</i> , vol. III., p. 234
John de Sergrave	エドワード 1 世	1295	<i>The Baronage of England</i> , vol. 1, p. 674
Nicholas de Sergrave	エドワード 1 世	1302	<i>Knights of Edward I</i> , vol. IV., p. 240
Guy de Beauchamp	エドワード 1 世	1298	<i>D, N, B</i>
Robert de Tony	エドワード 1 世	1297	<i>Knights of Edward I</i> , vol. V., p. 33
Adam de Welles	エドワード 1 世	1298	<i>Cal. Inq. p. m.</i>

このように、9名の人物が主に国王とオマージュを結んでいる。個別の事例を挙げる。

ランカスタ伯トマスは国王に対するオマージュは母親の相続財産の占有引渡しに伴うものであった。リンカン伯ヘンリは、リンカンシャー、ノーサンバランドにおける所領を下封される際に国王にオマージュをささげている。

ノーフォーク伯ロウジャのオマージュは、ノーフォーク伯として伯位を相続する際のものである。彼の叔父であるノーフォーク前伯の所領を受け継ぐためであろう。

Edmund D'eyncourt は、父親の死後、後見権を王妃が保有することに対するものであった。

Thomas de Multon に対しては記述が明確にはされておらず、詳細は不明である。

Nicholas de Sergrave はノーフォーク伯 Roger が保有していた所領を得るために、国王に対してオマージュを行っている。しかし Nicholas はノーフォーク伯から下封されており、封主封臣関係を結んでいる。おそらくこの所領は一度国王の手に渡っていたものであろう。

Guy de Beauchamp はフォルカークの戦いの雄姿により、国王から感謝を受ける。その際、スコットランドに所領を下封される際にオマージュを行っている。

Robert de Tony は父親の死に伴い、Saham のマナ以外の土地の占有を受けるためにオマージュ

を行っている。

Adam de Welles は、以前 Gilbert de Gaunt が保有していた Lindsley の 4 騎士封を得るために国王にオマージュをささげている。また、Gilbert de Gaunt が正式に保有していた土地を得るために Henry de Bello Monte に対して行っている。Gilbert de Gaunt は彼の妻の兄弟であり、前年に Henry de Bello Monte の土地を譲与されていた。

全てが形式のみのオマージュではなく、確固たる土地や特権の授受を媒介としていることが分かる。そして媒介となる土地が、軍事行動時には誰の所領であったとしても、元は上級領主から下封されていた土地であることが、オマージュの状況から見る事ができる。忠誠心が本当にあったか否かは別として、この 13 世紀後半の時期にも、土地保有の実現とオマージュをささげる行為との同時存在が確認されているのである。

次に、紋章鑑に記載された騎士たちが、主君との封建的軍事奉仕関係を持っていたのか否かを確かめてみよう。C. Moor のリスト<sup>(30)</sup>によれば、フォルカーク・ロールに列挙された騎士全体の中で 54 人が、封主から土地を保有するゆえに今回の軍事奉仕命令を出されている例が見られた。兄弟や家族で同じ遠征に出ている場合、その人物も同様であると考慮すれば、ヘリフォード伯ハンフリの息子ハンフリ、Nicholas de Sergrave の兄弟 John, Robert de Tateshale の父親 Robert, ダンバー伯パトリックの息子パトリック、Thomas de Berkeley の息子と思われる Maurice、ランカスタ伯ヘンリの兄弟トマスらを含めた 57 名にはなるだろう。彼らは実際に出征したことの証として、この紋章鑑に記載されたのであろう。

これらの例をいくつか挙げる。リンカン伯ヘンリは 1297 年 7 月 7 日、ノーサンプトンシアに 20 ポンド価値の土地を持つゆえに、海外遠征に召集されている。1299 年 6 月 6 日にはリンカンシア、サマセット、ドーセット、ヨークシアに 40 ポンド価値の土地を持つゆえに召集された<sup>(31)</sup>。Robert de Tateshale は 1277 年 7 月 1 日に彼の Tateshale のバロン領に 3 封土を保有しているゆえに、ウェールズ遠征に奉仕しており、個人で 2 人の騎士を従えて戦地へ赴いた<sup>(32)</sup>。アンガス伯ギルバートは Robert と同じ日付で、ノーサンバランドとラトランドにおける 2 1/2 騎士封の保有を認めたくえで奉仕している。彼は 2 人の騎士と兵士達を連れてくることを期待されていた<sup>(33)</sup>。同日付けで Alexander de Balliol は妻の相続財産であるケントの 2 騎士封、彼の保有するヘリフォードシアの 2 封土、2 騎士封に対してウェールズ遠征奉仕義務を負っていた。しかし Alexander は 1298 年 4 月 8 日付のおそらくフォルカークの戦いと思われるスコットランド遠征に奉仕する際に、所領の木材を売却している<sup>(34)</sup>。騎士強制で定められた額の所領を持つ者への軍事奉仕の要求に基づいて、義務を持つ騎士の半数が兵を率いて従軍していたこととなる。

### 三 給与支払いによる奉仕

給与支払いによる軍事奉仕に関する先行研究においては、給与を受け取る側の記録しか検討されてはいない。前述の持ち馬日録は、給与を与えられて参加した騎士が、どれほどの馬を失ったのか申請するために事前に登録しておくものである。つまり、与える側の記録ではない<sup>(35)</sup>。そ

れゆえに、給与を受けた騎士の記録のみが目立つ結果となる。このことはモリスも明記している問題である。

モリスの調査によれば、フォルカークの戦いに参加したバナレットの中で持ち馬目録に記録されたのは10名である<sup>(36)</sup>。その内、伯の称号を持つ者は2人だけであった。ランカスタ伯トマスは、1317年のスコットランド遠征に2000人の歩兵と、Hugh Meinillを契約によって保有し、彼に日10マルクを支払っている<sup>(37)</sup>。国王が取り入れた給与システムを、彼自身が利用していたことになる。ペムブルック伯エイマーも同様に Mourice de Berkeley の一族と契約を交わしていたようだ。このような伯はフォルカークの戦いでは給与を得ているが、全体の数から見ればむしろ珍しいことである。というのは、彼らは国王に最も近い姻戚関係を保持しているからである。

給与を得て奉仕する利益は、義務として奉仕する利益よりも低かったとは考えにくい。しかし、先のウェールズ遠征で導入された給与制は、伯たちの立場を危うくし始めていた。プロフェッショナルなバナレットはいつでも奉仕できる状態にあったが、それだけでは封建軍は成り立たない。しかも大諸侯らで構成されるバナレットよりは、封建義務を持つバチェラーや歩兵の方が国王にとっては扱いやすく、彼らをより召集に応じさせるための給与制である。このような陪臣の軽騎兵らと同じように給与を得ることは、伯ら、大諸侯にとっては地位を失うことと同じと思われるのであろう。大諸侯と呼ばれる伯にとって、遠征は軍事的封建制による義務というよりは、特権という意味合いの方が強くなっていったのである。もちろん、伯らが本当にそのような大諸侯としての威信をもって給与制に抵抗したのか否かは、証明できない。

国王からの給与支払いの例としては、ペムブルック伯エイマーは1306年に対ロバート・ブルース遠征の際、国王から200ポンドの給与を受け取っている例が見られただけであった<sup>(38)</sup>。また、ランカスタ伯の例は国王からの支払いではなく、彼自身による前述の陪臣の取り込みである。しかし、これらの伯もオマージュを結び、金銭契約を介さない主従関係を維持している。これらのことから、伯らが進んで給与制に同意していたとは考えにくい。

伯の称号を持たない者も、給与により奉仕していた例が見られるが、わずかである。

1271年に彼はオクスフォードシアに Huntercombe のマナをはじめとしてベッドフォードシア、エセックスに土地を保有していた William Huntercomb は、1277年には2人の騎士と2人の軽騎兵を連れてウェールズ遠征の奉仕を行っている。その後1284年から1285年までは年200マルクの給与を受け取って、Meripneth の Bere 城の城代に任命されていた。同年には、彼に軍事的な令状が出され、常に従者の中に30人の戦時に戦うことができる人物を入れておくことを命じられている。またその中には、10人のクロスボウ兵、チャブレン、砲撃手、鍛冶屋、大工、石工を管理人・夜警・その他の必要な従者が含まれるべし、という内容であった。1285年には、コーンウォール伯の従者になって彼の家臣として、少なくとも12人の槍兵を連れて、ウェールズ遠征に奉仕している<sup>(39)</sup>。

フォルカークの戦いに参加していた騎士の中で、国王から給与を得ていた記録はわずか3名である。しかし、一方で John de Sergrave は直接の主君であるノーフォーク伯より年間£10の給与を受け、戦時は20頭の馬に対して£80を与えられていた。Sergrave はノーフォーク伯とインデ



ンチュア契約を結んでおり、伯のハウスホールドとして給与を得ていただけでなく、その給与は Sergrave 自身の家臣への支払いにあてられていることを考慮に入れば、国王軍への召集に対して、国王との間に金銭契約があったとは考えにくい<sup>(40)</sup>。当時からハウスホールドに対して直接の主君が給与を支払うのは至極当然のことであるから、Sergrave のような記録が無くとも、ハウスホールドとして幾人かの騎士が同じように国王軍へも主君の召集とともに参加していたことは間違いないだろう。ハウスホールドとしての給与受け取りは、国王から直臣への給与支払いによる召集とは全く違った意味合いになるのである。

このように、当時の戦闘に動員された騎士たちが給与のみに頼っていた例はほとんど見られない。土地やオマージュを伴う奉仕の例の数と比較すると、その差は明らかである。国王から給与支払いの申し出が幾名にあてられていたかは不明だが、受け入れる騎士にとっては、むしろ封建義務の行使の方が重要視されていたと思われる。

#### 四 国王の家臣 ノーフォーク伯の軍隊

これまで国王軍の中での、奉仕と金銭支払いの実態について述べてきたが、奉仕に応じる騎士らもまた、彼ら自身の軍を保有している。国王を頂点とする軍のヒエラルヒーのひとつ下の階層でも、同じ様に土地を媒介とした軍事召集が行われていたのだろうか。ノーフォーク伯ロウジャを例とし、彼らの土地保有の形態を見る。国王のように、公文書で召集した騎士のリストが存在したわけではないので、フォルカークの戦いまでの 1298 年前後で彼らが保有する土地の権利を調べた。

ノーフォーク伯ロウジャは 1270 年にマーシャル職とノーフォーク伯位を相続した。1282 年には王への奉仕としてウェールズ遠征に赴いているのが、彼の初めての軍事奉仕である<sup>(41)</sup>。ロウジャの保有するマナは、死後審問記録 *Cal. Inq. p. m.* で見られる限り、ノーフォーク Heneworth, Suthfield, Akele, Suffeud, Castre, Seenges など 591 ヲ所である。そのうち 331 ヲ所のマナを騎士奉仕によって保有し、110 ヲ所を金銭的奉仕によって、37 ヲ所をオマージュのみによって保有している。他には法廷出仕義務によるもの、相続財産によるもの、奉仕内容不明のものが存在する。これらを明確な騎士奉仕の数か記されていない例を除外し、計算すると、ロウジャがフォルカークの戦い前後で国王に提供すべき騎士は 225 人と 16 分の 5 人となった。召集令状 Parliamentary Writ による確認ができないので、国王がロウジャに何人の騎士奉仕を求めたかは分からないが、少なくとも国王軍の求めに応じて、250 人強の騎士を召集できる軍事力を持っていたことが分かる。(表 2 参照)

また、ロウジャについては、彼が死ぬまでに奉仕義務を持っていた人物は、11 名確認できる。表 2 を作成した。

John de Bretun は 1279 年 5 月 12 日にウルトシアの Nethercote のマナにおいて、牧草地と 6 ボヴェートの土地をノーフォーク伯ロウジャ・バイゴッドより 4 分の 1 騎士封の奉仕と、1 デナリウスの収入の上納によって保有している。

表 2

	日付	騎士名	マナ	奉仕内容	フォルカークの戦いに参加	備考	出典
1	1279・5・12	John de Bretun	ウィルトシア Nethercote	4分の1騎士封と、1デナリウスの収入		彼の遺言執行人 John de Mohun はロウジャの家臣 John de Sergrave の娘婿である	No. 322. Cal. Inq. p. m., vol. II
2	1287 聖レオナルドの日の前の水曜日	John de Vallibus	サフォーク Sohambarre	2 騎士封			No. 653. Cal. Inq. p. m., vol. II
	不明	John de Vallibus	ノーフォーク Therston	1人と4分の3騎士奉仕, 5シリング3デナリウスの収入			
	同金曜日	John de Vallibus	不明 Sotesham	4分の1騎士奉仕			
3	1289・1・24	John de Creck	ノーフォーク Nortcreck	2 騎士奉仕			No. 715. Cal. Inq. p. m., vol. II
4	1289・4・2	John de Vescy	ヨークシア Duggelby	騎士奉仕		Henry de Parcy に妻の寡婦産を譲与している	No. 723. Cal. Inq. p. m., vol. II
5	1293・5・28	Maud de Mul-ton	サフォーク Denham	騎士奉仕			No. 94. Cal. Inq. p. m., vol. III
6	1295・6・21	John de Sancta Elena	バークシア Wittenham	3分の1騎士奉仕と、オマージュ, 年間2シリングの支払			No. 267 Cal. Inq. p. m., vol. III
7	1295・4・23	Thomas de Mul-ton	サフォーク Denham	騎士奉仕	○	11年間にわたり保有	No. 285. Cal. Inq. p. m., vol. III
8	1299・9・9	Robert de Ufford	サフォーク Ufford	2分の1騎士奉仕			No. 469. Cal. Inq. p. m., vol. III
9	1300・7・10	Hubert de Mul-ton	ノーフォーク Surlyngham	4 騎士奉仕			No. 594. Cal. Inq. p. m., vol. III
10	1279・1・6	William Mortimer	不明	オマージュと騎士奉仕			CCR, 1272-79
11	1283・10・13	Otto de Grandison	不明	オマージュと騎士奉仕		ウエールズの管理において John de Tregoz, John de Havering を代理人に任命す	CCR, 1279-88

John de Vallibus は 1287 年の聖レオナルドの日の前の水曜日にサフォークの Sohambarre のマナを 2 騎士封の奉仕をすることによりマーシャル（ノーフォーク伯）より保有すると記録がある。また、ノーフォークの Therston のマナは 1 人と 4 分の 3 騎士奉仕と、5 シリング 3 デナリウスの収入を上納することにより保有している。さらに Sotesham の聖職者推挙権を伴うマナやその他の権利を、4 分の 1 騎士奉仕により保有する。

ノーフォーク伯と同様にフォルカーク・ロールに記録されている Thomas de Mul-ton は 1295 年 4 月 23 日にサフォークの Denham のマナを騎士奉仕により保有していると記録がある<sup>(42)</sup>。また、John de Creck は 1289 年にノーフォーク Nortcreck のマナを 2 騎士奉仕で保有している<sup>(43)</sup>。

Maud de Mul-ton は 1293 年 5 月 28 日の記録において、サフォークの Denham のマナを規模は不明だが騎士奉仕により保有している。

John de Sancta Elena は 1295 年 6 月 21 日にバークシア Wittenham のマナを 3 分の 1 騎士奉仕と、オマージュ、年間 2 シリングの金銭支払いによって保有している。

Robert de Ufford は 1299 年 9 月 9 日にサフォークの Ufford のマナを、2 分の 1 騎士奉仕によって保有している。

Hubert de Multon は 1300 年 7 月 10 日にノーフォーク Surlingham のマナを 4 騎士奉仕によって保有している。このマナは Hubert がノーフォーク伯にオマージュをしたことによっても、保有しているものである。

William Mortimer の例は若干他の例と相違がみられる。1279 年 1 月 6 日の記録によれば、ノーフォーク伯は、Roger Mortimer の息子 William Mortimer の自身に対するオマージュと騎士奉仕を許可している。許可の記録のみで、実際に奉仕とオマージュを介して土地の授受が行われたのかは不明であるが、史料として根拠を示すには十分であろう。

Otto de Grandison も 1283 年 10 月 13 日にノーフォーク伯より、オマージュと騎士奉仕を行う許諾を得ている記録が見られた。

さらに、ノーフォーク伯にはいくらかのハウスホールドに属する騎士の記録もある。その中でも最も彼によく仕えた騎士 John de Sergrave は 1275 年のインデンチュア契約の後、兄弟である Nicholas de Sergrave とともに生涯、伯に従属している。この John de Sergrave も家臣を保有しており、5 名の騎士が彼になんらかの形で奉仕義務を持っていた。そのうちの 2 人が、軍事奉仕によってマナを得ている<sup>(44)</sup>。

また、フォルカーク・ロールに列挙されている John ap Adam が 1277 年から伯とインデンチュアを結んでいた。1289 年 8 月に、ロウジャは結婚のためイングランドを一時離れており、その時に同行していたのが John ap Adam であるとされている<sup>(45)</sup>。

ロウジャのハウスホールドと明確に記録されているこのふたりの騎士は、インデンチュア契約を結んではいるものの、後のバスタード・フューダリズム期のアフィニティのメンバーとは性格を異にしている。金銭のみではなく、土地をロウジャから与えられることにより、その土地に基づいて軍事奉仕を行っているのである。

このようにノーフォーク伯に奉仕義務を持つ騎士のうち、幾人かは実際にフォルカークの戦いにも参加していることが分かる。Thomas de Multon, John de Sergrave, Nicholas de Sergrave, John ap Adam らの名前が、ロールに列挙されているのが何よりの証拠であろう。フォルカーク・ロールは従軍中に仕上げられたものであり、装飾、権力や威信の誇示といった意味合いを含まないものである。実際に彼らは、伯に奉仕義務を持っていたために戦に参加したことこそ、このロールが証明していると言えよう。

ノーフォーク伯ロウジャは、イングランドのマーシャルとして、軍事に多大な影響力を持っていた。1297 年にヘリフォード・エセックス伯ハンフリ・ド・ブーン Humphrey de Bohun と共に企てた政治危機において、国王がいかに関心を持って彼の軍事力を重要視していたかが分かるだろう。1297 年、国王はフランドル遠征を決め、諸侯らには自らの代わりにガスコニュへ赴くことを指示した。これに対してノーフォーク伯ロウジャはヘリフォード伯ハンフリとともに国王の同行無しに軍事奉仕義務を果たす前例がないことを主張し、奉仕を拒否した。この事件を軍事史の中に位置づければ、彼らは国王に対する反抗を「攻撃」ではなく、国王への敬意を残したまま「非協力

的」という形で表すものとし、1297年9月に起こったスターリング・ブリッジの戦いへの参加をも拒否した例と見ることができる<sup>(46)</sup>。つまりその後が起こったフォルカークの戦いは、彼らにとっては国王に自らの力を見せ付ける千載一遇の機会であったのである。封建的義務の行使を拒否することは、時に国王の権力をも制限することができたのではないか。彼はフォルカーク・ロールに名前を挙げられている騎士の中では、もっともその所領の総保有数が多く<sup>(47)</sup>、騎士奉仕による土地の保有が金銭奉仕による保有より明らかに割合が高いことが認められる。

## 結 論

フォルカーク・ロールに記載された13世紀後半の騎士の間で、確かに金銭の授与を伴う奉仕は存在していた。しかし、それ以上に多く見られたのは、土地を媒介とした封主封臣関係であり、それに伴う奉仕の例である。そもそも給与制の導入は封建的にも反封建的にも同様に作用するものとして、エドワードには金銭による封建軍の再強化の意図があり、封建的原則を排除し、制限しようとする試みではない<sup>(48)</sup>。エドワードは十分に給与も軍事奉仕の一部と考えていたのである。給与はバナレットらにも与えられることが前提であったが、実際に受け取っている例はわずかであった。給与の大半は、陪臣の軽騎兵の為に支払われたとされる。対外戦争を繰り返す中、エドワードの軍隊は未だなお主君と家臣、下封と奉仕の関係で結ばれていた。それは決して金銭授受だけを目的とした軍隊ではない。彼らの名誉や威信も、その奉仕という形であらわさなければならない時代であったのは、フォルカーク・ロールが作られたという事実が語るところであろう。

バナレット達も金銭契約を交わしていたことは、すでに従来から実証されていることである。しかし、本稿で明らかになったのは、土地の授封による奉仕が消滅せず、例として多く残っていることである。国王軍の半数以上が軍事奉仕を伴う土地の保有により戦場へ赴き、更に王の直臣であるノーフォーク伯も、土地保有の56パーセントが軍事奉仕によるものである。彼の金銭的奉仕によるものは僅か18パーセントという数値からも、この時代に軍事的封建制が消滅し、財政的封建制に変化していたとは言い切ることはできない。むしろ13世紀後半の段階では軍の主流は明らかに封建軍であり、実際に土地を媒介として彼らは召集に応じていたのである。そして自らの従軍の証として、諸侯が作成する紋章鑑に、その家の紋章とともに自らの氏名を残すことを望んだのであろう。

## 注

- (1) April 8. Westminster, Edmund de Mortuo Mari に対しての令状。Kery, Kedewy, Areworstly における彼の領地に住む屈強なウェールズ人の中から600人の歩兵を寄越すこと、また彼らは、その中でもカーライルにいる国王の信頼の厚い者によって率いられること、少なくとも6月11日までには、義務的軍役奉仕を供給し、スコットランドに対する国王軍の遠行を準備できるようにすべし、というのも、国王はスコットランドにおける反乱と悪意の抑圧に対して、多大にウェールズ人を必要としているからである。彼(Edmund)自身も、この国王の称賛を得るべきであるという大儀においてそれを指揮せね

- ばならぬよう強いられている。遠征は彼の懈怠によって遅れるべきではない。国王は書記の Henry de Braunteston に対して、Edmund が国王の下に前述の日、場所において到着するであろうときまで、ウェールズ人達に給与を支払うように命じた。または G. W. Chris (ed.), *The parliament rolls of medieval England: 1275-1504*, vol. 1; CD-ROM, London, 2005.
- (2) J. E. Morris, *The Welsh Wars of Edward: A Contribution to Medieval Military History Based on Original Documents*, Oxford, 1901, p. 35.
- (3) K. B. McFarlane, “Bastard Feudalism”, *Bulletin of The Institute of Historical Reserch*, 61, pp. 161-180, 1945.
- (4) K. B. McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England: The Ford Lectures for 1953 and Related Studies*, Oxford, 1973.
- (5) M. Hicks, *Bastard Feudalism*, London, 1993. 他にも B. D. ライアン Lyon がインデンチュア・システムのプロトタイプが存在を認めている。
- (6) わが国におけるこの論争に関しては、城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東京大学出版会、1980年、及び、イギリス中世史研究会・西洋史研究会共催「1982年度〔西洋史研究会〕大会共通論題報告—中世イングランドの社会と国制—城戸毅著「マグナ・カルタの世紀」をめぐる」『西洋史研究』12号、1983年、177-220頁に詳しい。
- (7) アンソニー・ボラード「イングランドにおける後期封建制度—リッチモンドシャーの場合—」笹谷和比古編『国際シンポジウム 公家と武家の比較文明史』思文閣出版 2005年、373-395頁。
- (8) 高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、2005年、125-13頁。
- (9) イングランドの紋章学については A. R. Wagner, *A Catalogue of English Medieval Rolls of Arms*, London, 1950. に詳しい。  
西欧紋章学全般については M. Pastoureau, *Traité d'héraldique*, Paris, 1997. が最も一般的とされるが、本稿の論旨に直接関わる論点は含まれていない。
- (10) P. Coss, “Knighthood, Heraldry and Social Exclusion in Edwardian England”, pp. 39-68, P. Coss (ed.), *Heraldry, Pageantry and Social Display in Medieval England*, Woodbridge, 2002.
- (11) N. Denholm-Young, *History and Heraldry a study of the historical value of the rolls of arms*, London, 1965.
- (12) A. R. Wagner, *op. cit.*, pp. xiv-xv. 適切な邦訳が見られないため、カタカナで表記した。
- (13) ただし、本稿で使用したフォルカーク・ロールには、明確な配列基準が確認できた。後述する。
- (14) J. E. Morris, *op. cit.*, p. 35.
- (15) N. Denholm-Young, *Collected Papers of Denholm-Young*, Cardiff, 1969., p. 85.
- (16) しかしフォルカーク・ロールを確認した限り、登録後に騎士叙任された国王のクラークの例が存在することを付記する。
- (17) *Ibid.*, *History and Heraldry a study of the historical value of the rolls of arms*, London, 1965., p. 147.
- (18) A. R. Wagner, *op. cit.*
- (19) 本来であれば、エドワード1世治世の紋章鑑を網羅すべきであろうが、現在では困難と判断したため、最も妥当性の高いひとつを選んだ。
- (20) N. Denholm-Young, *op. cit.*, pp. 103-111.
- (21) *Ibid.*, p. 104.
- (22) *Ibid.*
- (23) J. E. Morris, *op. cit.*, p. 59.
- (24) 詳細は後に述べる。
- (25) フォルカークの戦いの歴史的意義はひとつの研究対象になりうるものとして、今後別稿を予定している。
- (26) フォルカークロールの紋章学上の意義については、本稿は古文書学を述べるものではないので割愛する。参考として、G. J. Braut, *The Rolls of Arms of Edward I*, vol. 1, 2, London, 1997., A. R. Wagner, A

- Catalogue of English Medieval Rolls of Arms*, London, 1950. を挙げる。
- (27) ワグナーによれば111人であるが、G. J. Braut, *The Rolls of Arms of Edward I*, vol. 1, 2, London, 1997. によれば115人記載されている。どちらが正しいのか、論者は写本そのものを見ることができないため、人物名に重複も見られるのではないかという推論のもと、後者の人数を調査した。
- (28) ひとつは Thevet's Version と呼ばれ、1576年にパリの Royal Treasury からイングランドに運ばれたもので、British Museum に保管されている17世紀の写本は、Nicholas Charles による原本の来歴を示す。もうひとつの Wrest Park Version は、1603年に後の大蔵卿 James Ley の所蔵になったものが、1613年までにベムブルック公 George Owen of Henllys によって写本にされた。前者には若干の破損が見られるが、後者と比較して人員に欠陥は見られない。
- (29) マルク・ブロック著 新村猛訳『封処社会Ⅰ、Ⅱ』みすず書房、1973年。
- (30) Moor, C., *Kights of Edward I*, The publications of the Harleian Society; v.80-84, 1929-1932., on CD-ROM. を元に、以下の史料から調査した。Public record Office, *Calendar of Patent Rolls, Edward I*, vols. 1-4, London, 1895-1901., Public record Office, *Calendar of Patent Rolls, Edward II*, vols. 1-2, London, 1971., Public record Office, *Calendar of the Close Rolls, Edward I*, vol. 1-5, London, 1900-1906., Public record Office, *Calendar of the Close Rolls, Edward II*, vol. 1-4, London, 1898, 1971., Public record Office, *Calendar of Inquisitions Post Mortem*, vols. I-V, London, 1904-1908., *Dictionary of National Biography* on CD-ROM, Oxford, 1995., Dagdale, W., *The Baronage of England*, vols. 1, 2, Hildesheim, 1977. Edward, G., *The Complete Peerage of England, Scotland, Ireland, Great Britain, and the United Kingdom, extant, extinct, or dormant*, vols. 1-5, London, 1910-1959.
- (31) C. Moor., *op. cit.*, vol. III., p. 4.
- (32) *Ibid.*, vol. V., pp. 11-12.
- (33) *Ibid.*, pp. 73-74.
- (34) *Ibid.*, vol. I., p. 34.
- (35) J. E. Morris., *op. cit.*, p. 293.
- (36) Henry de Beaumont, Robert de Clifford, Eustace of Hacche, Robert de Scales, Robert FitzPayn, Jonn de la Mare, John de Boutetote, ランカスタ伯トマス, Hugh le Despenser, ベムブルック伯エイマーの10名。
- (37) 歩兵への給与の額は不明である。
- (38) C. Moor., *op. cit.*, vol. V., p. 86.
- (39) Edward, G., *op. cit.*, vol. 2, pp. 632-636.
- (40) Dagdale, W., *op. cit.*, p. 674.
- (41) *Cl. P. R. Ed I vol. 2*
- (42) *No. 285. Cal. Inq. p. m., vol. III*
- (43) *No. 715. Cal. Inq. p. m., vol. II*
- (44) Robert Mortimer (奉仕内容不明), Baldwin Weke (奉仕内容不明), Richard son of John (4分の1騎士奉仕), Roger de Moubray (奉仕内容不明), Robert de Tateshale (奉仕内容不明だが、1303年には Segrave の下で海外遠征に出ている) *No. 715. Cal. Inq. p. m., vol. II*. この John de Sergrave の娘婿, John de Mohun を遺言執行人とし、深く関わっている John de Vescy はノーフォーク伯よりヨークシア Duggelby のマナを騎士奉仕することにより保有している記録も見られた。
- (45) Morris, M., *The Bigod Earls of Norfolk in the Thirteenth Century*, Woodbridge, 2005., *Cl. P. R. Ed I vol. 2*.
- (46) C. Valente, *The Theory and Practice of Revolt*, 2003, Ashgate, pp. 109-110.
- (47) *Inq. p. m.* より算出。次点はウオリック伯ギイの399カ所のマナ。
- (48) M. R. Powicke, "The General Obligation Service under Edward I", *Speculum*, 28, 1953.